

中原区市民提案型事業 令和7年度募集案内

中原区内であなたが「やりたい」ことを提案してみませんか？
あなたの「やりたい」が、たくさんの人とコミュニティをつなぎ、中原区のパワーにつながるかもしれません。

好きなことで
つながる場を作りたい！



地域で講座を
開きたい！



新しく活動を
始めたい！



主な支援内容

- ・事業費の支援（負担金交付）
- ・地域メディアへの情報提供やチラシ配布などの広報支援
- ・庁内関係部署・関係団体の紹介、日々の活動へのアドバイス 等

募集期間 ※令和7年度のステップアップコースの募集はありません。

スタートコース ⇒ **令和7年2月17日(月)～12月26日(金)**

実施期間 **令和7年4月以降の協定締結日～令和8年2月末**

※令和8年3月末までに事業の完了報告をしていただきます。

中原区役所企画課へ御相談ください！

中原区役所まちづくり推進部企画課

電話：044-744-3149 FAX：044-744-3340

E-mail：65kikaku@city.kawasaki.jp



区HP

1 中原区市民提案型事業とは

地域の団体が中原区内でやりたいこと（事業）を提案し、行政の応援を受けて実現に向けて取り組むものです。

事業の例：地域に開かれたスポーツサークルの立ち上げ
仲間や参加者を増やすための勉強会・講習会の開催 等

2 提案できる事業

- (1) 地域課題の解決又はニーズに資するものか、仲間づくりや地域コミュニティづくりに資するもの
- (2) 令和8年2月末日までに事業が完了するもの ※年度内に事業結果報告をしていただきます

提案にあたっては、事業計画を立てるとともに、具体的な活動内容を提案してください。
また、次のいずれかに該当する事業は、本提案型事業の対象外です。

- (1) 区が業務を所管していないもの
- (2) 区で既に行っている事業
- (3) 提案した団体が現に実施している事業。
- (4) 営利目的及び特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- (5) 政治活動又は宗教活動を目的としたもの
- (6) 施設等の建設や整備を目的としたもの
- (7) 国、地方公共団体及び外郭団体等から当該事業の補助金等を受けているもの
- (8) 公序良俗に反するもの

3 提案コースの概要と提案できる団体

	 スタートコース Let's Start!!
概要	これから活動をはじめるとは始めたばかりの団体の事業を応援するコースです。 ※既に取り組んでいる事業は対象外です。
募集期間	令和7年2月17日～12月26日 ※予算上限額に達した場合は募集を終了します。
実施期間	令和7年4月以降の協定締結日～令和8年2月末日まで
提案できる団体	活動開始1年未満の団体（これから活動をはじめるとする団体を含む）
市負担金上限額	対象経費の80%以内かつ10万円以内
提案回数	1回のみ
審査方法	書類審査のみ

提案団体は、上記の団体要件に加え、次の要件を満たす団体であることが必要です。

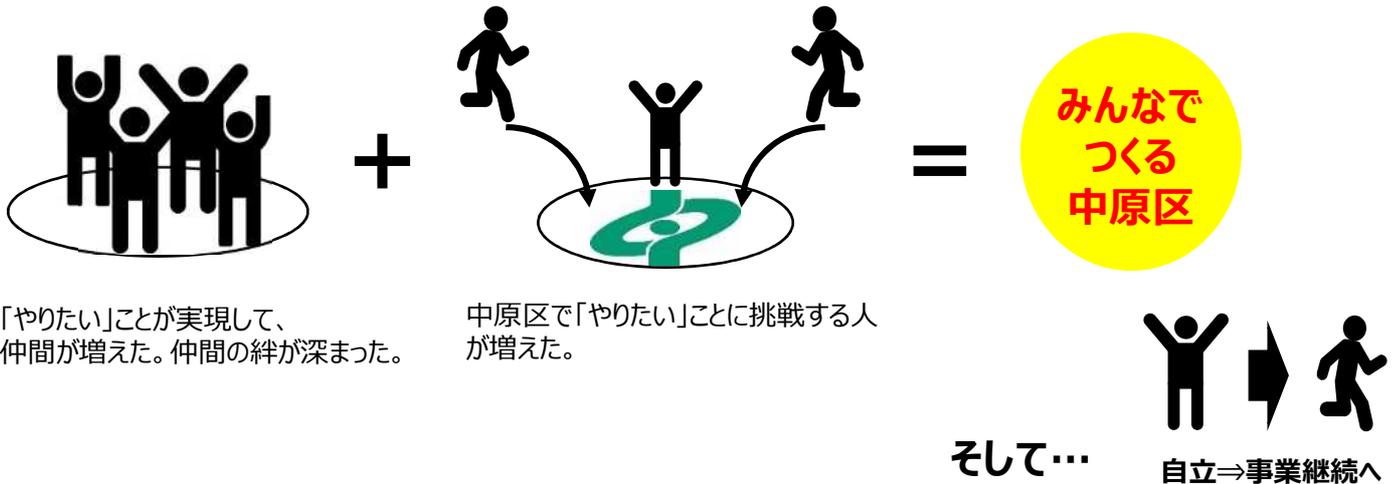
- (1) 中原区内に活動拠点を有する団体又は中原区内を対象地域として事業を行える団体であること
- (2) 団体の運営に関する規則等を備えている又は備えようとしている団体であること
- (3) 予算及び決算を管理している又はしようとしている団体であること
- (4) 区長及び市民提案型協働事業審査委員会の委員が所属していない団体であること
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと
- (6) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる団体でないこと
- (7) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている団体でないこと
- (8) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(6)又は(7)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している団体でないこと
- (9) (6)～(8)を確認するため、川崎市が申請様式に記載された個人情報情報を神奈川県警本部に照会することについて同意すること
- (10) 公序良俗に反しない団体であること

4 中原区役所のねらい

中原区役所は、市民提案型事業を通じて、区内での「やりたい」が実現していくことで、新たな活動やコミュニティを創出し、**地域内のつながりや地域への愛着**などが生まれてくることを期待しています。

また、「やりたい」が実現していくことで様々な主体による中原区のまちづくりがさらに進むものと考えています。

そして、市民提案型事業終了後も、**自立して事業を継続していただきたい**と考えております。「自分たちだけで継続していくにはどうしたらいいか」も考えながら、事業実施してください。



5 市民提案型事業の流れ



6 応募方法

スタートコース



【募集期間】

令和7年2月17日(月)～12月26日(金) ※予算上限額に達した場合は募集を終了します。

事業開始日の目安は、申請日から概ね1カ月後ですが、申請書に不備がある場合等は開始日が遅れる可能性があります。

【提出書類】

- ①中原区市民提案型事業企画提案書（第1号様式）
- ②事業経費積算書（第2号様式）
- ③団体概要書（第3号様式）
- ④団体に関する確認書（第4号様式）
- ⑤団体の定款、規約など（任意様式）
- ⑥申請時チェックリスト



区HP

提出書類は担当窓口（中原区役所まちづくり推進部企画課）、区ホームページにて配布中。

※区ホームページ <https://www.city.kawasaki.jp/nakahara/page/0000171069.html>

【提出方法】

メール、FAX又は直接持参のいずれかでご提出ください。

※提案事業が採択された場合、協定締結までに**代表者の本人確認**をさせていただきます。

【提出先・お問い合わせ】

〒211-8570

川崎市中原区小杉町3-245 中原区役所4階

中原区役所まちづくり推進部企画課

電話：044-744-3149 FAX：044-744-3340

E-MAIL：65kikaku@city.kawasaki.jp

【受付時間】

8時30分～17時00分(12時～13時、土日祝日・年末年始を除く)

7 事業内容の広報

選考過程や事業実施の公平性・透明性を高めるため、提案された事業の概要・提案団体名・事業の実施状況・実施結果等を区ホームページなどを通じて広報します。また、事業の写真などを掲載する事もありますので、ご了承ください。

8 事業評価及び報告会

事業完了の日から30日以内に、事業の実施結果の自己評価及び完了報告をしていただきます。年度末までには事業結果報告書などの書類一式をご提出ください。また、区役所が開催する報告会（令和8年7月予定）に出席し、事業の概要や実績を報告していただきます。

9 事業経費の考え方

事業の経費として計上できるのは、提案する事業の実施に必要な次の項目の経費です。

各項目の考え方、基準を示していますので経費積算の参考としてください。

①	項目	事業実施のために雇う活動スタッフ等の人件費
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ・参考 神奈川県最低賃金（令和6年10月1日発効）：1,162円（時間額） ※ 団体構成員（役員含む正会員等）に対する人件費の計上は認められません。 ※ 交通費は実費を別途計上できます。
②	項目	講師・専門家、出演者等への報償・謝礼
	基準	<p>報償・謝礼を得ることを主目的とした提案はできません。そのため、事業経費の大部分を報償・謝礼で構成する提案は認められない場合があります。具体的な金額は事業内容によって異なりますので、詳細は御相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 事業経費計算書には予定している講師や講演時間等を明記してください。 ※ 遠隔地から講師を招へいする場合等においては、その往復分の交通費実費相当額を加算することができます。
③	項目	会議開催通知や資料送付に必要な切手代等
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な使用見込みに基づき計上してください。
④	項目	チラシ・ポスター及び報告書の作成費や印刷費
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開催周知や事業実施報告書及び事業目的として作成する報告書の作成用の経費です。 ※ 事業経費積算書には、チラシ等の内容、単価、数量等を記載してください。 ※ 広報に際しては、市の広報（市政だより中原区版、中原区ホームページなど）が活用できます。10 FAQのQ4を参照。
⑤	項目	消耗品等の購入費
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に必要な材料・消耗品等の経費が対象となります。 ※ 事業経費計算書には、事業の内容、単価、数量等を記載してください。 ※ 消耗品の基準は1つあたり2万円未満（消費税含む）とします。 ※ 備品（高価若しくは耐久性のある器具等）の購入は対象となりません。 ※ 本事業の契約書に添付する印紙は対象となりません。
⑥	項目	専門的知識・技術等を要する業務を外部に委託する費用
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的知識、技術等を要する調査・分析、コンサルタント業務など外部に依頼する場合の経費が対象となります。 ※ 原則として事業の再委託はできません。ただし事業の一部について、あらかじめ区が認めた場合はこの限りではありません。

	項目	会場等の使用料、機材等の賃借（レンタル）料等
⑦	基準	<ul style="list-style-type: none"> ・打ち合わせや事業当日の会議室、ホールなど、事業実施に伴う会場の使用料が対象となります。 ・事業で使用する機材（テントなど）のリース、レンタル料や機材運搬に使用する車両のレンタル料などの経費も対象とします。 ※ 提案事業に係る打ち合わせ等については、区役所会議室の貸し出しも行っていきます。ご利用いただく条件がありますのでご確認ください。
	項目	保険料等
⑧	基準	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施のために加入する行事保険やボランティア保険などの保険料が対象となります。

※ 各経費については、事業結果報告の際に**領収書等の添付**が必要となります。

※ 経費として計上できる経費は、**提案事業実施に必要な経費のみ**です。

提案事業実施に不必要な経費や個人の受益となる経費は計上できません。

(例) 団体メンバーの打合せで飲用した飲料代、個人で使用する物品、入場料等

※ 検討されている経費が上記一覧に該当するか否か不明な場合はご相談ください。

※ **クレジットカード払い・電子マネー支払い・会員カード使用等、ポイントが発生する方式での経費支出はできません。**

ネットショッピングの際は、銀行振込等の方法で支払いをお願いします。また会員登録なしで購入してください（ポイント加算がされないように）。クレジットカード以外での支払いができない場合などは、支払前に御相談ください。



会員ポイント

Q1 中原区市民提案型事業の位置づけは

A1 中原区市民提案型事業に提案された各事業は、区ホームページや市政だより（中原区版）などの広報媒体を通じ、その取り組み状況や成果を積極的に公開していきます。これにより、各事業の内容や手法が、他の地域や団体に広まり、区内全体で様々なチャレンジが生まれる機会を増やすことを目指しています。

Q2 現在、団体で取り組んでいる事業は提案できないか

A2 提案団体や、区域内で区や他の市民活動団体などが既に取り組んでいる事業は原則として対象外となります。しかし、新たな視点や手法などによる事業展開が含まれる提案については対象となる場合があります。詳細はお問い合わせください。

Q3 団体を作り直し今までと同じ活動をしていこうと考えているが、新規団体扱いになるか

A3 今まで活動していた団体と同一団体と見なします。これは、一つでも多くの団体に市民提案型事業を活用し、地域課題の解決やコミュニティづくりを行ってほしいためです。

Q4 区役所からはどのような伴走支援を受けられるか

A4 広報面では、かわさき市政だより（中原区版）で団体紹介やイベント情報等を掲載できるほか、なかはらメディアネットワーク（※）への情報提供も行えますので、各メディアから情報発信できる可能性もあります。その他、会場確保する際の担当部署との橋渡しや、日々の運営に関する相談なども受けられます。

（※）参加メディア：イツツ・コミュニケーションズ・かわさきFM・タウンニュース（中原区版）

Q5 負担金とはどういうものか

A5 負担金とは、特定の事業について、地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに対して、その事業に要する経費の全部又は一部の金額を支出するものをいいます。

Q6 団体の運営に関する規則等を備えようとしていることとは

A6 活動を始めるまでに、団体名簿を作成するとともに、団体の運営に関するルール（規約）を書面で備えてください。

Q7 予算及び決算を管理しようとしていることとは

A7 様式は任意で構いませんが、活動中の収入・支出について書面で帳簿を作成するとともに、団体における管理のルールを決めておいてください。

申請様式 記入例

申請日を記載してください。

令和 年 月 日

令和7年度 中原区市民提案型事業（スタートコース）企画提案書

川崎市中原区長 あて

団体名	とどろき000会
代表者	中原 一郎

事業名	スポーツを通じた〇〇〇事業		
予算 (A)	52,000 円	市負担額 (B)	20,000 円

活動目的	(どのような目的で団体を立ち上げた・立ち上げたいか) ※当てはまるものに○を 1. 社会貢献をするため 2. 仲間づくりのため 3. その他 () ※目的が要綱に合致している必要があります。 (なぜ取り組みたいか・そのきっかけは何か御記入ください)	
	事業内容	対象 <ul style="list-style-type: none"> ○主に区民 ・団体内 ・その他 () 手法 (具体的にやりたいこと) スポーツサークルを立ち上げ、運動好きな人たちが集まる場を作る。 活動内容: バスケやバレー等の球技でミニゲーム等を行う 活動頻度: 月2回(第1・第3土曜)18時~20時 7月~2月 計16回 活動場所: とどろきアリーナ 広報手法: 区内公共施設でのチラシの配布・団体HPでの広報
事業スケジュール	(年間の活動スケジュール等) 準備 (4) 月 ~ (7) 月 実施期間 (7) 月 ~ (2) 月 振り返り (3) 月 ~ (3) 月	
次年度以降の活動計画 (R8~10年度)	参加者を増やすことで団体としての収入を確保する。 参加者の意見を取り入れつつ、種目を増やして活動していきたい。	

実現可能性を高めるためにも、できるだけ詳しく記入してください。

※ この様式に書ききれない場合は、別途任意の様式に必要事項を記入し提出してください。

※ この提案書に記載された個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に管理を行うとともに、目的以外のものには使用いたしません。ただし、個人情報を含まない「団体名」「事業名」などについては、必要に応じ区ホームページ等で公開します。

事業経費積算書

事業名	スポーツを通じた〇〇〇事業
団体名	とどろき〇〇〇会

1 支出 (円)

	内容	金額	内訳
1	事業実施のために雇う活動スタッフ等の人件費		
2	講師・専門家、出演者等への報償・謝礼		
3	会議開催通知や資料送付に必要な切手代等		バスケットボール 2,500円(1個)×5個=10,000円 バレーボール 2,000円(1個)×2個=4,000円 ボール入れ等 1,800円
4	チラシ・ポスター・報告書の作成費や印刷費	2,000	参加者募集のちらし作成 単価4円×500枚=2,000円
5	消耗品等の購入費	15,800	
6	専門的知識・技術等を要する業務を外部に委託する費用	32,000	●●体育館使用料 2,000円(1回)×16回=32,000円
7	会場等の使用料、機材等の賃借(レンタル)料等	2,200	参加者の保険
8	保険料等		
支出合計額…A		52,000	

AとCの金額が一致するようにしてください

(円)

	内容	金額	内訳
1	参加料、保険料等	32,000	1人1回100円×1回あたり20人(予定)×16回=32,000円
2	寄付金等		
3	市負担金…B	20,000	※支出合計額Aの80%以内
収入合計額…C		52,000	

- ※ 免税事業者でない場合は、金額欄に税込み金額を記載してください。
- ※ 支出合計額(A)と収入合計額(C)が一致するようにしてください。
- ※ 市負担金(B)は、支出合計額(A)の80%以内かつ10万円以内です。
- ※ 項目が多い場合は行を増やすか、別途任意の様式に必要な事項を記入し提出してください。
- ※ 経費として積算できるのは、提案する事業を実施するのに必要な経費の内、上記に掲げられている内容です。検討している経費が上記一覧に含まれるか否か不明な場合はご相談ください。
- ※ 各経費については、業務完了届の提出の際に領収書等の添付が必要となります。
- ※ 上記経費の内容は選考の評価項目の一つです。正式な金額については、事業が選定された後、決定することとします。

団体概要書（スタートコース）

<p>団体名</p>	<p>(ふりがな) とどろき〇〇〇かい</p> <p>名 称 とどろき〇〇〇会</p> <hr/> <p>(団体ホームページのURL)</p> <p>これから立ち上げ予定</p>
<p>団体の所在地 ※団体事務所等 ※代表者自宅が団体の 事務所などの場合は その旨明記</p>	<p>(住所) 〒 000-0000 川崎市中原区小杉町00-000</p> <hr/> <p>(電話/FAX) 044(744)0000</p> <p>(メールアドレス) 〇〇〇〇@〇〇.ne.jp</p>
<p>代表者</p>	<p>(ふりがな) なかはら いちろう</p> <p>氏 名 中原 一郎</p>
<p>担当者</p>	<p>(ふりがな) かわさき たろう</p> <p>氏 名 川崎 太郎</p> <hr/> <p>(住所) 〒 000-0000 川崎市中原区小杉町0-000</p> <hr/> <p>(電話/FAX) 090-1234-5678</p> <p>(メールアドレス) 〇〇〇〇@〇〇.ne.jp</p>
<p>団体役員名簿</p>	<p>有(任意様式で添付) / 無</p>
<p>設立年月 (活動開始年月)</p>	<p>令和 6 年 4 月</p>
<p>会員数</p>	<p>5 名</p>
<p>会費の有無</p>	<p>有(200 円 年 月・一回) / 無</p>

※ この様式に書ききれない場合は、別途任意の様式に必要事項を記入し提出してください。

※ この団体概要書に記載された個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に管理を行うとともに、目的以外のものには使用いたしません。ただし、「団体名」「事業目的」ほか個人情報を含まない情報は、必要に応じ区ホームページ等で公開します。

(あて先) 川崎市中原区長 所在地 **川崎市中原区小杉町0-000**
 団体名 **とどろき〇〇〇会**
 代表者氏名 **中原 一郎**

団体に関する確認書(スタートコース)

当団体は、次のすべての事項に該当していることを確認します。

- (1) 団体の運営に関する規則等を備えている(備えようとしている)団体であること。
- (2) 予算及び決算を管理している(管理しようとしている)団体であること。
- (3) 区長及び市民提案型事業審査委員会の委員が所属していない団体であること。
- (4) 活動を開始1年未満(これから活動を始めようとする団体を含む)の団体であること。
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。
- (6) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる団体でないこと。
- (7) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている団体でないこと。
- (8) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(7)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している団体でないこと。
- (9) (6)～(8)を確認するため、川崎市が本様式に記載された個人情報(氏名、住所)を神奈川県警本部に照会することについて同意すること。
- (10) 公序良俗に反しない団体であること。
- (11) 団体が応募する事業は、要綱第3条を満たしていること。
- (12) 上記各号のいずれかに該当しない又は該当しなくなったときは負担金の返金に同意すること。

【役員名簿】※下記情報が入っていれば、任意様式で御提出いただいても構いません。

役職名	氏名				生年月日				住所
	かな		漢字		元号	年	月	日	
会長	たかはら	いちろう	中原	一郎	S	55	12	31	中原区小杉町0-000
副会長	かわさき	はなこ	川崎	花子	H	1	10	19	中原区小杉御殿町0-000
会計	こすぎ	たろう	小杉	太郎	S	60	4	2	中原区新城0-000

中原区市民提案型事業_申請時チェックリスト

団体名：「 _____ 」

〈提出にあたっての注意事項〉

- 1.募集案内、記載例をよく読んでうえで作成してください。
- 2.以下の提出書類・確認事項について、チェック欄に○を記載してください。
- 3.チェックリストは、申請書類と一緒に提出してください。

提出書類・確認事項	チェック欄
①企画提案書	
・ 記載事項に漏れはありませんか	
・ 予算・決算額の合計に誤りはありませんか	
②事業経費積算書	
・ 支出合計額 (A) と収入合計額 (C) は一致していますか	
・ 市負担金 (B) は支出合計額 (A) の80%以内かつ10万円以内となっていますか	
・ 内訳には具体的な用途が書かれていますか	
・ 提案事業実施に不必要な経費や個人の受益となる経費はありませんか (メンバーの打合せで飲用した飲料代、個人で使用する物品、入場料等は計上できません)	
・ 企画提案書の予算額と一致していますか	
③団体概要書	
・ 記載事項に漏れはありませんか	
・ 団体役員名簿の添付はしていますか	
④団体に関する確認書	
・ 記載事項に漏れはありませんか	

《提出・問い合わせ先》

中原区役所まちづくり推進部企画課

電話：044-744-3149 FAX：044-744-3340

E-mail：65kikaku@city.kawasaki.jp



区HP